



Monthly Topics

物価高騰対応重点支援給付金などの対象と手続き

☎八尾市臨時特別給付金コールセンター ☎990-3090 (平日9時～17時) FAX990-3091

1 住民税均等割のみ課税世帯に対する 物価高騰対応重点支援給付金 1世帯あたり10万円

対象

本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税所得割が課税されておらず、かつ世帯内に住民税均等割のみが課税されている人を含む世帯など
 ※住民税均等割が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯を除く。詳細はお問合せください。

手続き

●「支給のお知らせ」が届いた世帯
 →**手続き不要**
 (2月末～3月上旬に振込み予定)
 2月中旬以降、順次送付しています。原則、令和4年度以降に本市が支給した給付金と同じ口座に振り込みます。

●「申請書」が届いた世帯
 →**申請必要**
(5月31日【必着】まで)
 2月中旬以降、順次送付しています。必要事項を記入し、必要書類と共に返送してください。

●令和5年1月2日以降に転入した人がいる世帯
 →**申請必要**
(5月31日【必着】まで)
 令和5年度住民税均等割のみが課税されていることを証明する課税証明書などを添付し、申請してください。

2 住民税非課税世帯に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 1世帯あたり7万円

追加支援

対象

本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯
 ※住民税均等割が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯を除く。

手続き

対象と思われる世帯に支給要件確認書などを送付しています。必要事項を記入し、返送してください。
 ※対象と思われるにも関わらず、確認書などが届かない場合はお問合せください。
■申請期限3月29日(金)【必着】を過ぎると受給できません。

3 低所得者の 子育て世帯への加算(こども加算) 子ども1人あたり5万円

対象

上記12の給付金の対象世帯のうち、18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)を養育している世帯

手続き

原則、申請不要です。上記12の給付金の振込口座に振り込みます。
 ※令和5年12月2日以降に生まれた児童がいる世帯などは申請が必要です。
 ※詳細は決まり次第、市ホームページや市政だよりでお知らせします。

共通事項

- ・いずれも基準日(令和5年12月1日)に本市に住民登録がある世帯が対象です。
- ・給付金の振込みは、確認書または申請書を受理した日から3～4週間が目安です。
- ・12の給付金は重複して受給することはできません。

給付金の詐欺にご注意!

絶対に教えない! 渡さない!

・暗証番号 ・通帳 ・口座番号 ・キャッシュカード ・マイナンバーカード

